

#### 議事要旨(4) 税効果会計専門委員会の進め方について

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、説明資料[審議事項(4)]に基づき、税効果会計に関する検討の進め方について審議いただきたい旨の説明があり、また、村田専門研究員より、同資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な質問又は意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 「現在の内容を踏襲することを基本としつつ」とされていることに関して、現在の内容を踏襲するのであれば、今なぜ移管する必要があるのか疑問である。また、仮に移管することに緊急性がないのであれば、専門委員会にこのような制約を課すことは必要ないのではないか。

上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- ・ 一から新たに開発する進め方ではなく、現在の実務指針の内容を出発点として課題の洗い出しを行い、指摘された課題について審議を行うという進め方をしてはどうかという趣旨である。

- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 監査委員会報告第 66 号について、監査の実務において硬直的な運用がなされてきたことが、基準諮問会議における新規テーマの提案につながったのではないかと。規定の変更の影響が大きいことは理解しているが、現在の内容を踏襲することを基本とするという制約を課すことは疑問である。
  - ・ 一から開発し直すことは必要ではないが、硬直的な運用がなされていることや、考え方に大きい違いがないと思われる日本基準と IFRS とで結果が大きく異なる場合があることについて、十分に対応を考える必要がある。

上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- ・ 検討の進め方に記載したように、現状の取扱いに対する様々な問題意識が聞かれているところであり、こうした問題意識について議論し対応する必要があることは認識している。

- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 現在の内容を踏襲することを基本とするの点に関しては、現在の実務指針の内

容を出発点とすることと理解しており、違和感はない。また、現在の内容が変わるか否かに関わらず、議論の内容がその後の実務に影響するであろうことを考慮すると、移管することには意味があると考え。

- ・ 今後の進め方においては専門委員会での審議を中心に記載されているが、最終的な判断を行うのは委員会であるから、委員会への適時の報告が必要である。

上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- ・ すべての専門委員会の審議内容は、適時に委員会に報告している。税効果会計に関する課題の洗い出しや指摘された課題への対応についての決定は、親委員会で行うこととなる。

■ あるオブザーバーより、次の質問があった。

- ・ 検討の対象に関して、監査・保証実務委員会関係の実務指針については、監査に関する部分が日本公認会計士協会に残り、会計処理に関する部分が ASBJ に移管されるのか。
- ・ 記載された 6 つの実務指針を 1 つにまとめる方針か。

上記のオブザーバーの質問に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- ・ 監査・保証実務委員会関係の実務指針の中で具体的な監査手続を定めている部分は ASBJ に移管される対象には含まれない。移管されなかった部分の取扱いは、日本公認会計士協会が判断するところである。
- ・ 形式に関しては、適用指針とすることを想定しており、なるべくまとめる方向を考えている。

■ ある委員より、次の意見があった。

- ・ 現在の内容を踏襲することを基本とするとの点に関しては、現在の実務指針の内容を出発点とすることと理解しており、賛成である。
- ・ 課題が指摘された論点に関しては、現状の取扱いの見直しを行うという結論に直ちに結びつけることはせず、現状の取扱いを維持すべきといった他の意見も踏まえた十分な議論を行うことが重要と考える。
- ・ 監査人も含めた実務が実務指針の規定に頼っている事実を踏まえ、実務上の混乱を招かないように慎重に議論することが必要であり、提案されている検討の進め方に賛成である。
- ・ 検討の対象に関して、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」は、税効果に関する実務指針ではないが、

税金と税効果は関係が深いので、検討の対象に含めるかどうかについて議論いただきたい。

上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- ・ 監査・保証実務委員会実務指針第 63 号については、専門委員会でも議論いただき、委員会で決定いただきたいと考えている。
  
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 個人的には、実務指針のような詳細なルールは不要であると考えているが、ルールに依拠している実務があることも理解している。
  - ・ 検討の進め方に関しては、現在行われている実務を議論の出発点とすることと理解しており、賛成である。
  - ・ 税効果会計は税法の改正に直接影響を受ける。税法は頻繁に改正が行われる一方で、会計基準はそれに応じた適時の改正ができないことも想定されるため、税法の改正が行われる状況でも使えるような会計基準にしておくべきであるとする。上記の委員の意見に対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
  - ・ プリンシプル・ベース（原則主義）とルール・ベース（細則主義）に関しては、関係者がコスト便益の観点から選択していくものであり、いずれが適切であるとは言えない。ただし、仮にルールが存在することの弊害があるなら、ルールを廃止することもあり得る選択である。

最後に、西川委員長より、文言については修正するが、この方向で審議を進めて行くこととしたい旨の発言があった。

以 上